

高齢者の移動手段の確保を求める意見書（案）

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立っている。

そうした状況のなか、高齢者のなかにも、運転免許証を返納したいが普段の生活に支障がでてくるため、やむをえず運転を続けている場合が広く見受けられる。

このように、過疎地域を中心に、未だ、移動手段として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保は重要な課題となっている。

よって、国においては、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、地方自治体などが行う、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実への支援や、免許の自主返納時における公共交通機関の割引制度などへの支援を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣